

平成 18 年度税制改正要望事項 最終結果 (1)

【海運税制】

資料 1-2-2

項目	現行制度	要望内容	財務省(総務省)整理案	最終結果
1. 特定資産の買い換え(圧縮記帳)の延長	船舶から船舶および内航船舶から減価償却資産への買い換えにより生じた譲渡資産の譲渡益については、買い換え資産の帳簿価額を圧縮することにより、原則として、その 80%相当額までの損金算入が認められる。 減税見込み額 約 17 億 6,000 万円(平年度)	延長 (適用期限 平成 18 年 3 月末)	買い換え資産である船舶を新造船又は省エネ船に限定	買い換え資産(船舶)に新造船又は、環境負荷低減型の設備要件を課し、5 年間延長 (法人税:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月末)
2. 国際船舶に係る登録免許税の軽減措置	軽減後の税率(本則 4/1000) (1) 所有権保存登記 国際船舶:船舶価額の 2/1000 (2) 抵当権設定登記 国際船舶:債権金額の 2/1000 減税見込み額 約 4,000 万円(平年度 2.5/1000 の場合) 【VLCC 3 隻相当 対象】	延長 (適用期限: 平成 18 年 3 月末)	軽減税率引上げ (1)および(2) 2/1000 →2.5/1000	税率を変更して 2 年間延長 2/1000 → 2.5/1000
3. 外航用コンテナに係る固定資産税の軽減措置	課税標準: 価格の 4/5 減税見込み額 約 5～6 億円(平年度)	延長 (適用期限: 平成 18 年 3 月末)	廃止	現行内容で 2 年間延長
4. とん税、特別とん税の廃止または軽減	税額 とん税 1 純トン当り 16 円 特別とん税 1 純トン当り 20 円	廃止または軽減	——	実現せず
5. 外貨埠頭公社が所有および今後取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置	課税標準: ・平成 10 年 3 月 31 までに取得の埠頭のうち、旧外貨埠頭公団からの継承資産 価格の 3/5、その他 価格の 1/2 ・平成 10 年 4 月 1 日以降に取得の埠頭取得後 10 年間 価格の 1/5、その後 価格の 1/2 減税見込み額 約 22 億円(平年度)	延長 (適用期限: 平成 18 年 3 月末)	縮減	平成 18 年 4 月 1 日以降に新設分のコンテナ埠頭にかかる課税標準を 1/2 とした上で、2 年間延長
6. 内航燃料油に係る特例の創設	輸入重油については無税措置、国産精製油については実質非課税措置(還付制度)の導入。石油石炭税 2,040 円/KL 実現の場合の減税見込み額 約 80～90 億(平年度)	——	——	実現せず

平成 18 年度税制改正要望事項 最終結果 (2)

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
<p>7. 中小企業投資促進税制 （中小企業による機械装置等の取得に係る特例）</p> <p>1) 機械装置 （取得価額 160 万円以上）</p> <p>2) 器具備品 （取得価額 120 万円以上）</p> <p>3) 船舶 （内航貨物船〔基準取得価額＝取得価額×75%〕）</p>	<p>取得価額×30/100 の特別償却又は取得価額×7/100 の税額控除</p> <p>（資本金 1 億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金 3,000 万円以下の法人のみ）</p> <p>（船舶については、 基準取得価額×30/100 の特別償却 又は基準取得価額×7/100 の税額控除）</p> <p>減税見込み額 約 1,026 億円（平年度） うち海事関係 約 26 億円 （含む、造船、船用、内航貨物船）</p>	<p>延長 （適用期限： 平成 18 年 3 月末）</p>	<p>縮減</p> <p>○リース税額控除の廃止</p> <p>○対象設備の見直し 器具及び備品の除外</p> <p>○特別償却率及び税額控除率の引下げ 特償 30%→20%、 税額控除 7%→5%</p>	<p>対象要件を一部変更の上 2 年間延長 （船舶は現行通り）</p> <p>対象要件に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック車両 （車両総重量 3.5 トン以上） ・電子計算機等 及び一定のソフトウェア（器具及び備品は除外） <p>を追加</p>
<p>8. 船員の支払給与に係る課税標準の特例措置の創設</p> <p>（法人事業税に外形標準課税を導入）</p>	<p>2004 年度から資本金 1 億円超の企業に対し、外形標準課税を法人事業税に導入。この外形標準課税に係る付加価値割の課税標準には、収益配分額に報酬給与額が含まれる。</p> <p>税率</p> <p>所得割 7.2%</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p>	<p>船舶の乗組員に対して支出される報酬給与額を算定方法から除外</p>	—	<p>実現せず</p>

【その他財務省より整理案の出た海運関係税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
<p>○船舶の特別修繕準備金制度</p>	<p>5 年毎の定期修繕（法定）に係る費用の 3/4 を、準備金として各年度に積立</p> <p>減税見込み額 約 6～7 億円（平年度）</p>	—	<p>○特別修繕に要する金額の見直し</p> <p>修繕費用の 3/4→1/2</p>	<p>現行内容で存続</p>

平成 18 年度税制改正要望事項 最終結果 (3)

【国際課税】

項目	現行制度	要望内容	財務省 (総務省) 整理案	最終結果
1. タックスヘイブン対策税制 の見直し	特定外国子会社の利益のみ合算課税 ＝損金は合算不可	(1) 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず欠損金のある子会社も合算の対象とすること (2) 欠損金繰越期限を撤廃すること (17 年度改正で、欠損金繰越期限を5年から7年に延長) (3) 軽課税国の判定基準を引き下げること (4) 課税済留保金額の損金算入制限を撤廃すること (17 年度改正で損金算入制限を5年を10年に延長) (5) 控除未済課税済配当の控除期間制限を撤廃すること (6) 適用除外の非適用業種から「船舶の貸付」を外すこと 移転価格税制上定義されている国外関連者から、タックスヘイブン対策税制が適用される特定外国子会社を除外する	――	実現せず
2. 外国税額控除制度の見直し	外国税額控除： <ul style="list-style-type: none"> ・ 損金算入に制限 ・ 持ち株比率に制限 	(1) 一括限度方式の堅持 (2) 控除限度超過額の損金算入制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ① 控除限度超過となった外国法人税については繰越か損金算入の選択を認めること ② 繰越期限内に控除できず、控除不能が確定した繰越外国法人税は損金算入を認めること (3) 控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を撤廃すること (4) 間接外国税額控除制度の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ① 間接外国税額控除の持ち株比率の制限を現行の「25%以上」から、欧米先進国並みの「10%以上」とすること ② 間接外国税額控除の対象範囲を孫会社から、曾孫会社まで拡大すること (5) みなし外国税額控除制度の維持 (6) 地方税から控除未済となった金額の還付制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること ② 還付が認められない場合は、少なくとも損金算入を認めること 	――	実現せず

平成 18 年度税制改正要望事項 最終結果 (4)

【一般企業税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
1. 法人税の実効税率		引き下げ	――	実現せず
2. 連結納税制度の改善		(1) グループ内の寄付金の容認 (2) 小規模子会社の交際費損金算入 (3) 連結納税子会社の連結納税適用以前の欠損金の当該子会社所得との相殺 (4) 連結対象に特定外国子会社（100%）も含める	――	実現せず
3. 償却制度の改善	(1) 税法上の償却可能額は取得価額の 95% (2) 耐用年数：油槽船 13 年、薬品槽船 10 年、その他 15 年	(1) 税法上 100%償却を可能とすること (2) 船舶の耐用年数を短縮（税法上の償却と会計上の償却を分離させることを条件とする）	――	与党税制大綱において検討課題とされた。
4. 償却資産（船舶）に係る 固定資産税の廃止	船舶などの償却資産に対する保有課税は収益課税との二重課税で課税根拠が不明確。	償却資産に対する課税の廃止	――	実現せず

平成 18 年度税制改正要望事項 最終結果 (5)

【一般企業税制関係】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
5. 海外投資等損失準備金制度	<p>海外投資を行う際の政治的・経済的リスクに備えるため、一定の要件に合致した特定株式などを取得した場合、投資の一定額を準備金として積み立てた場合には積立金を損金算入できる特例</p> <p>積立率 (イ) 資源探鉱 100% (ロ) 資源開発 30% (ハ) 特定海外経済協力 14% (ニ) 新開発地域 10%</p> <p>(上記ハ、二については、平成 11 年 3 月 31 日までに取得した特定株式等に限る)</p>	<p>延長 (適用期限： 平成 18 年 3 月末)</p>	一部縮減	資源開発事業等の対象となる資源から蛍石を除外した上で、2 年間延長
6. 温暖化対策税制の導入反対	<p>(環境省からは、京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策をより一層確実に達成するため、化石燃料に課税する環境税を創設する方針が出されている)</p>	――	――	導入阻止
7. 欠損金の繰越期間制限 の撤廃	<p>現在は 7 年に制限されている (平成 17 年度改正で 5 年から 7 年に延長)</p>	撤廃	――	実現せず
8. 欠損金の繰戻還付 不適用措置	<p>租税特別措置により、平成 4 年以降不適用措置が継続されている</p>	廃止	――	実現せず 不適用措置 2 年間延長
9. 受取配当金の 益金不算入制度の改善	<p>平成 14 年度の連結納税制度導入による減収の穴埋めとして、以下の増税措置が行われた。 ・ 特定利子規定の廃止 ・ 特定株式以外の株式等に係る受取配当につき、益金不算入割合を 80% から 50% に減額、</p>	<p>(1) 特定利子規定の復活 (2) 特定株式以外の株式に係る受取配当の益金不算入割合の引上げ</p>	――	実現せず

平成 18 年度税制改正要望事項 最終結果 (6)

項目	現行制度	要望内容	財務省(総務省) 整理案	最終結果
10. 退職給与引当金制度	平成 14 年度の連結納税制度導入による減収の穴埋めとして、当該制度は廃止された。	復活	——	実現せず
11. 事前確認制度		新規導入	——	実現せず
12. 交際費の損金算入			——	実現せず
13. 減価償却費、各種引当金・準備金、圧縮記帳積立金等の各種項目における税法での損金経理・利益処分経理要件	会計と税務が分離していく流れのなかで、会計で処理したものしか認められないとする損金経理要件・利益処分経理要件は不合理。	撤廃	——	実現せず